

令和5年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

千葉市長 神 谷 俊 一 様

千葉市監査委員	穴 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	石 橋 毅
同	亀 井 琢 磨

令和 5 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和5年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の日程	1
第6	審査の結果	2

【総括】

1	健全化判断比率	4
2	資金不足比率	5

【比率別状況】

1	健全化判断比率の状況	6
(1)	実質赤字比率	6
(2)	連結実質赤字比率	8
(3)	実質公債費比率	10
(4)	将来負担比率	12
2	資金不足比率の状況	14
(1)	資金不足比率	14

表記に関する注意事項

- 1 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表示した。
- 2 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

令和５年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第１ 審査の対象

- １ 令和５年度決算に基づく健全化判断比率
 - （１）実質赤字比率
 - （２）連結実質赤字比率
 - （３）実質公債費比率
 - （４）将来負担比率
- ２ 令和５年度決算に基づく資金不足比率
- ３ 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年７月４日から同年８月１日まで

第３ 審査の着眼点

国が作成した最新の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考とした。

第４ 審査の主な実施内容

審査は、千葉市監査基準に基づき実施した。審査の方法については、審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第５ 審査の日程

日付	内 容	
令和６年７月１２日	概況説明の聴取	令和６年度第８回監査委員会議
令和６年８月 １日	復命	令和６年度第１０回監査委員会議

第6 審査の結果

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の状況は以下のとおりである。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.7	122.4

令和5年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
—	—	—	—	—	—

【参考】

健全化判断比率等の算定対象となる会計

一般会計等 (8会計)	一 般 会 計		母子父子寡婦福祉資金貸付事業 霊 園 事 業 都市計画土地区画整理事業 市 街 地 再 開 発 事 業 公 共 用 地 取 得 事 業 学 校 給 食 事 業 公 債 管 理	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率・将来負担比率			
	一般会計等に属する特別会計 (7会計)								
							公営事業会計 (10会計)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 (4会計)	
介 護 保 険 事 業									
後 期 高 齢 者 医 療 事 業									
競 輪 事 業									
公営企業会計 (6会計)	法適用企業 (3会計)	病 院 事 業							
		下 水 道 事 業							
		水 道 事 業							
	法非適用企業 (3会計)	農 業 集 落 排 水 事 業							
		地 方 卸 売 市 場 事 業							
		動 物 公 園 事 業							
一部事務組合 (千葉県市町村総合事務組合)									
広 域 連 合 (千葉県後期高齢者医療広域連合)									

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

【総括】

1 健全化判断比率

令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおりである。

表1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	10.7 (10.67)	10.6 (10.70)	0.1 (△0.03)	25.0	35.0
将来負担比率	122.4	125.0	△2.6	400.0	

(注) 1 実質公債費比率の()内の数値は、単年度の数値である。

2 詳細については、p.6～13を参照。

実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が黒字となったため、前年度と同様に発生しない。

連結実質赤字比率は、全会計における連結実質収支が黒字となったため、前年度と同様に発生しない。

実質公債費比率は10.7％で、前年度と比較すると0.1ポイントの上昇である。

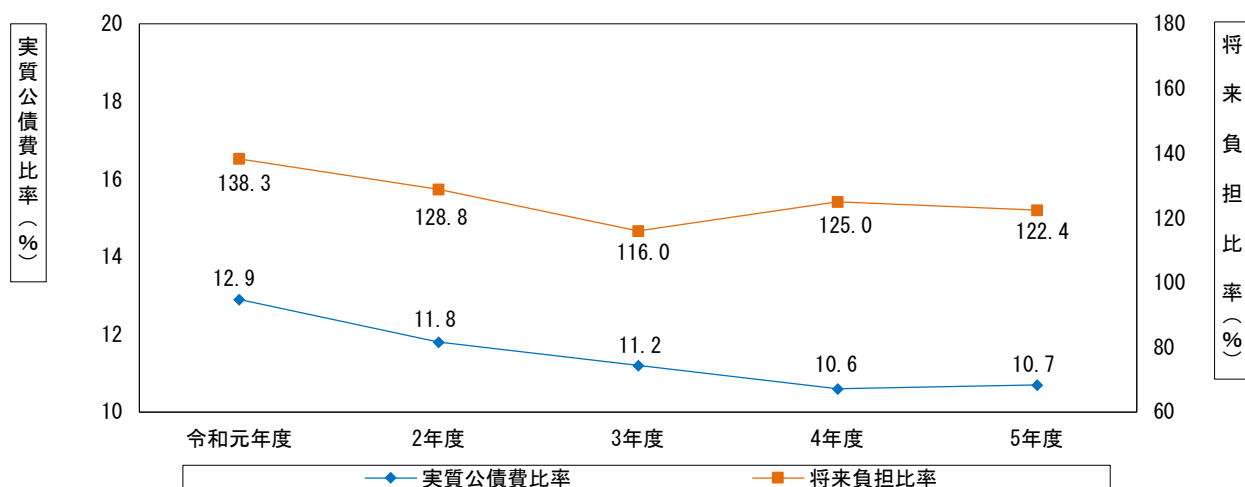
なお、単年度の比率は10.67％で、前年度と比較すると0.03ポイントの低下である。主な理由は、標準財政規模が増加したことによるものである。

将来負担比率は122.4％で、前年度と比較すると2.6ポイントの低下である。主な理由は、標準財政規模が増加したことによるものである。

いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図1のとおりである。

図1 実質公債費比率及び将来負担比率の推移



2 資金不足比率

令和5年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表2のとおりである。

表2 令和5年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：％、ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度増減	経営健全化基準
病 院 事 業	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業	—	—	—	
水 道 事 業	—	—	—	
農業集落排水事業	—	—	—	
地方卸売市場事業	—	—	—	
動 物 公 園 事 業	—	—	—	

(注) 詳細については、p. 14、15 を参照。

各公営企業会計における資金不足比率は、前年度と同様に資金の不足額がないため、当該比率は発生しない。

表3 法適用企業における資金剰余額の推移

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病 院 事 業	1,563,479	2,923,569	5,361,345	6,848,869	5,794,469
下水道事業	1,797,378	963,723	1,381,661	1,032,295	1,365,749
水 道 事 業	137,899	144,040	224,755	143,753	139,173

(注) 1 資金剰余額とは、資金不足額の正負の符号を逆にしたものである。

2 資金不足額の算定式は、p. 14 の2 (1) アを参照。

用語説明

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

【比率別状況】

1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、一般会計等の実質赤字額がマイナスとなる場合は、黒字であり当該比率は発生しない。

ア 実質赤字比率の算定

実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、一般会計等における実質収支が黒字となり、実質赤字額がマイナスとなったことから、実質赤字比率は発生しない。

$$\text{実質赤字比率} \quad [-] \quad = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} [\triangle 2,849,098 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} [264,255,137 \text{千円}]}$$

イ 実質赤字比率の前年度比較

実質赤字比率は、表4のとおり前年度と同様に発生しない。

表4 実質赤字比率の前年度比較

(単位：％、ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度増減
実 質 赤 字 比 率	—	—	—

ウ 実質赤字比率の算定内訳

一般会計等の実質赤字額は、表5のとおりである。

表5 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支額 c = a - b	翌年度に繰り 越すべき財源 d	令和5年度 実質収支額 e = c - d	令和4年度 実質収支額 f	増 減 額 e - f
一 般 会 計	506,283,390	502,483,041	3,800,349	951,251	2,849,098	5,564,384	△2,715,286
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	670,551	146,469	524,082	524,082	0	0	0
霊 園 事 業	907,826	907,826	0	0	0	0	0
都市計画土地地区画整理事業	763,176	631,487	131,689	131,689	0	0	0
市街地再開発事業	802,094	802,094	0	0	0	0	0
公共用地取得事業	271,005	271,005	0	0	0	0	0
学 校 給 食 事 業	9,035,367	9,035,367	0	0	0	0	0
公 債 管 理	141,103,629	141,103,629	0	0	0	0	0
合 計	659,837,038	655,380,918	4,456,120	1,607,022	2,849,098	5,564,384	△2,715,286

実 質 赤 字 額	△2,849,098	△5,564,384	2,715,286
-----------	------------	------------	-----------

一般会計等の実質赤字額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が 28 億 4,909 万円となったことから、△28 億 4,909 万円（黒字）である。

なお、実質収支額を前年度と比較すると 27 億 1,528 万円減少しているが、これは一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

標準財政規模は、表 6 のとおりである。

表 6 標準財政規模

（単位：千円）

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減 額
標準税収入額等	231,172,272	225,547,784	5,624,488
普通交付税交付額	24,328,228	19,907,792	4,420,436
臨時財政対策債発行可能額	8,754,637	13,365,113	△4,610,476
標準財政規模	264,255,137	258,820,689	5,434,448

標準財政規模は、普通交付税の算定における標準税収入額等、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもので、2,642 億 5,513 万円である。

標準財政規模を前年度と比較すると 54 億 3,444 万円増加しているが、これは主に標準税収入額が増加したことによるものである。

用語説明

標準財政規模

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもの

臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債の発行可能額

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、連結実質赤字額がマイナスとなる場合は、黒字であり当該比率は発生しない。

ア 連結実質赤字比率の算定

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、全会計における連結実質収支が黒字となり、連結実質赤字額がマイナスとなったことから、連結実質赤字比率は発生しない。

連結実質赤字比率	[ー]	=	$\frac{\text{連 結 実 質 赤 字 額} [\triangle 10,660,276 \text{千円}]}{\text{標 準 財 政 規 模} [264,255,137 \text{千円}]}$
----------	-------	---	--

イ 連結実質赤字比率の前年度比較

連結実質赤字比率は、表7のとおり前年度と同様に発生しない。

表7 連結実質赤字比率の前年度比較

(単位：％、ポイント)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度増減
連結実質赤字比率	ー	ー	ー

ウ 連結実質赤字比率の算定内訳

連結実質赤字額は、表 8 のとおりである。

表 8 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分			実質収支額又は資金剰余額		増 減 額
			令和 5 年度	令和 4 年度	
一 般 会 計 等（8会計） a			2, 849, 098	5, 564, 384	△2, 715, 286
一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る 特別会計以外の特別会計 （4会計） b	国 民 健 康 保 険 事 業	153, 642	920, 260	△766, 618	
	介 護 保 険 事 業	127, 146	505, 652	△378, 506	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	27, 570	20, 604	6, 966	
	競 輪 事 業	0	0	0	
	小 計	308, 358	1, 446, 516	△1, 138, 158	
公営企業会計 （6会計） c	法 適 用 企 業 （3会計）	病 院 事 業	5, 794, 469	6, 848, 869	△1, 054, 400
		下 水 道 事 業	1, 365, 749	1, 032, 295	333, 454
		水 道 事 業	139, 173	143, 753	△4, 580
	法非適用企業 （3会計）	農 業 集 落 排 水 事 業	203, 429	0	203, 429
		地 方 卸 売 市 場 事 業	0	0	0
		動 物 公 園 事 業	0	0	0
	小 計		7, 502, 820	8, 024, 917	△522, 097
合 計 a + b + c		10, 660, 276	15, 035, 817	△4, 375, 541	
連 結 実 質 赤 字 額			△ 10, 660, 276	△ 15, 035, 817	4, 375, 541

(注) 公営企業会計 (6 会計) については、資金剰余額を記載している。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余額を加えたものが 106 億 6,027 万円となったことから、△106 億 6,027 万円 (黒字) である。

なお、連結実質収支額を前年度と比較すると 43 億 7,554 万円減少しているが、これは主に一般会計等の実質収支額が減少したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金
が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したもの
のである。

ア 実質公債費比率の算定

実質公債費比率（10.7％）の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{実質公債費比率} \\ \text{(単年度)} \\ \\ [10.67\%] \end{array}} = \frac{\left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{地方債の} \\ \text{元利償還金} \\ \text{a} \\ 24,137,297\text{千円} \end{array}} + \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{準元利償還金} \\ \text{b} \\ 41,051,459\text{千円} \end{array}} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{特定財源} \\ \text{c} \\ 10,891,381\text{千円} \end{array}} + \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利} \\ \text{償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額} \\ \text{d} \\ 29,213,429\text{千円} \end{array}} \end{array} \right) \\
 \\
 \begin{array}{c} \boxed{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ \text{e} \\ 264,255,137\text{千円} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \\ \text{d} \\ 29,213,429\text{千円} \end{array}} \end{array}
 \end{array}$$

(単位：％)

実質公債費比率 (3か年平均)	令和5年度	令和4年度	令和3年度
10.7	10.67	10.70	10.83

イ 実質公債費比率の前年度比較

実質公債費比率は、表9のとおり10.7％で、前年度と比較すると0.1ポイント上昇している。

なお、単年度の実質公債費比率は、10.67％で、前年度と比較すると、0.03ポイント低下している。

表9 実質公債費比率の前年度比較

(単位：％、ポイント)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	令和3年度	令和2年度	前年度増減 A－B又はC－D
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	10.67	10.70	10.83	10.48	△0.03
令和5年度実質公債費比率 (3か年平均) C	10.7				0.1
令和4年度実質公債費比率 (3か年平均) D		10.6			

ウ 単年度の実質公債費比率の算定内訳

単年度の実質公債費比率の算定内訳は、表 10 のとおりである。

表 10 単年度の実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分				令和 5 年度	令和 4 年度	増 減 額
分 子	地方債の元利償還金 a			24,137,297	24,663,406	△526,109
	準元利償還金 b	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額		29,858,366	28,721,618	1,136,748
		企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病 院 事 業	1,363,766	1,342,334	21,432
			下 水 道 事 業	7,579,616	7,312,904	266,712
			水 道 事 業	459,667	445,610	14,057
			農業集落排水事業	325,865	310,994	14,871
			地方卸売市場事業	70,441	64,679	5,762
			動 物 公 園 事 業	89,687	65,586	24,101
		公 債 費 に 準 る 債 務 負 担 行 為	PFI事業によるもの	217,419	217,246	173
			五省協定によるもの	73,425	73,425	0
			そ の 他	1,013,207	976,600	36,607
		一 時 借 入 金 利 子			0	0
	小 計			41,051,459	39,530,996	1,520,463
	特 定 財 源 c			10,891,381	10,250,600	640,781
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d			29,213,429	29,396,097	△182,668
(a + b) - (c + d)			25,083,946	24,547,705	536,241	
分 母	標 準 財 政 規 模 e			264,255,137	258,820,689	5,434,448
	e - d			235,041,708	229,424,592	5,617,116

分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから、特定財源に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を加えたものを差し引いた 250 億 8,394 万円であり、前年度と比較すると 5 億 3,624 万円増加しているが、これは主に準元利償還金で満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 2,350 億 4,170 万円であり、前年度と比較すると 56 億 1,711 万円増加しているが、これは主に標準財政規模が増加したことによるものである。

用語説明

地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの

準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子

特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、算定対象となる会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

ア 将来負担比率の算定

将来負担比率（122.4%）の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率 [122.4%]	将来負担額 a 1,030,141,367千円	－	充 当 可 能 財 源 等 b 742,303,249千円	＝	分 子 A 287,838,118千円
	標準財政規模 c 264,255,137千円	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d 29,213,429千円	＝	分 母 B 235,041,708千円

イ 将来負担比率の前年度比較

将来負担比率は、表 1 1 のとおり 122.4%で、前年度と比較すると、2.6 ポイント低下している。

表 1 1 将来負担比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	前年度増減
将 来 負 担 比 率	122.4	125.0	△2.6

ウ 将来負担比率の算定内訳

将来負担比率の算定内訳は、表 1 2 のとおりである。

表 1 2 将来負担比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分				令和 5 年度	令和 4 年度	増 減 額
分 子	将 来 負 担 額 a	地方債の現在高		834, 783, 543	835, 279, 497	△495, 954
		公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額		10, 204, 517	10, 836, 868	△632, 351
		企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額		125, 047, 245	124, 719, 193	328, 052
		退職手当負担見込額		59, 941, 230	57, 415, 303	2, 525, 927
		設立法人の負債額等負担見込額		164, 832	305, 284	△140, 452
		連結実質赤字額		0	0	0
	小 計		1, 030, 141, 367	1, 028, 556, 145	1, 585, 222	
	充 当 可 能 財 源 等 b	充 当 可 能 基 金 額	市 債 管 理 基 金	121, 302, 423	110, 211, 195	11, 091, 228
			財 政 調 整 基 金	14, 925, 403	17, 036, 873	△2, 111, 470
			そ の 他 基 金	15, 423, 328	14, 442, 015	981, 313
		充 当 可 能 な 特定財源見込額	都 市 計 画 税	140, 328, 893	142, 248, 594	△1, 919, 701
			公 営 住 宅 使 用 料	7, 717, 100	7, 327, 395	389, 705
			そ の 他 特 定 財 源	296, 466	369, 953	△73, 487
		基準財政需要額算入見込額		442, 309, 636	449, 958, 988	△7, 649, 352
		小 計		742, 303, 249	741, 595, 013	708, 236
	A = a - b		287, 838, 118	286, 961, 132	876, 986	
分 母	標 準 財 政 規 模 c		264, 255, 137	258, 820, 689	5, 434, 448	
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		29, 213, 429	29, 396, 097	△182, 668	
	B = c - d		235, 041, 708	229, 424, 592	5, 617, 116	

分子は、将来負担額から、充当可能財源等を差し引いた 2,878 億 3,811 万円であり、前年度と比較すると 8 億 7,698 万円増加しているが、これは主に退職手当負担見込額が増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 2,350 億 4,170 万円であり、前年度と比較すると 56 億 1,711 万円増加しているが、これは主に標準財政規模が増加したことによるものである。

用語説明

退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額

2 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標である。

ア 資金不足比率の算定

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}^*}{\text{事業の規模（営業収益）}}$ ※ 資金の不足額 ・法適用企業 [（流動負債－控除企業債等）＋算入地方債－（流動資産－控除財源等）] ・法非適用企業 [歳出総額－（歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源）]
--

(ア) 法適用企業における資金不足比率

法適用企業における資金不足比率は、表13のとおりである。

表13 法適用企業における資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	流動負債	控除企業債等	算入地方債	流動資産	控除財源等	資金の不足額 A=(a-b)+c-(d-e)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足 比率 A/B
	a	b	c	d	e			
病 院 事 業	6,170,179	2,302,433	328,338	9,990,553	0	△5,794,469	18,347,210	—
下水道事業	20,955,029	16,256,234	0	6,064,544	0	△1,365,749	17,431,174	—
水 道 事 業	2,331,196	984,062	0	1,486,307	0	△139,173	975,620	—

(注) 資金の不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

法適用企業における資金の不足額は、企業ごとに、流動負債から控除企業債等を控除した額に算入地方債現在高を加えた額から、流動資産から控除財源等を控除した額を差し引いたものであり、いずれの企業においても資金剰余の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率は発生しない。

(イ) 法非適用企業における資金不足比率

法非適用企業における資金不足比率は、表14のとおりである。

表14 法非適用企業における資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	歳出総額	歳入総額	翌年度に繰り越すべき財源	資金の不足額 A=a-(b-c)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足 比率 A/B
	a	b	c			
農業集落排水事業	539,278	760,557	17,850	△203,429	52,155	—
地方卸売市場事業	1,459,111	1,459,111	0	0	424,104	—
動物公園事業	1,218,092	1,218,382	290	0	285,810	—

法非適用企業における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの企業においても、資金の不足額がないことから、当該比率は発生しない。

イ 資金剰余額の前年度比較

資金剰余額を前年度と比較すると、表 15 のとおりである。

表 15 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分		令和 5 年度	令和 4 年度	増 減 額
法 適 用	病 院 事 業	5,794,469	6,848,869	△1,054,400
	下 水 道 事 業	1,365,749	1,032,295	333,454
	水 道 事 業	139,173	143,753	△4,580
法 非 適 用	農業集落排水事業	203,429	0	203,429
	地方卸売市場事業	0	0	0
	動物公園事業	0	0	0

法適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、病院事業で 10 億 5,440 万円、水道事業で 458 万円減少しているものの、下水道事業で 3 億 3,345 万円増加している。

法非適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、農業集落排水事業で 2 億 342 万円増加している。

用語説明

法適用企業会計

地方公営企業法第 2 条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計

法非適用企業会計

地方財政法第 6 条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計

控除企業債等

次の額を合計したもの

- (1) 貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額（控除企業債等）
- (2) 貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金によることとしているものの額（控除未払金等）
- (3) 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額（控除額）

算入地方債

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第 12 条及び附則第 8 条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

控除財源等

次の額を合計したもの

- (1) 算定対象年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、算定対象年度に収入された部分に相当する額（控除財源）
- (2) 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額（控除額）